

介護保険事業支援計画に記載した、市町村が行う自立支援、介護予防又は重度化防止及び介護給付の適正化に関する取組の支援についての目標（令和7年度）に対する自己評価結果

都道府県名： **和歌山県**

ア 取組の支援についての自己評価結果

項目名

自立支援・重度化防止

目標を設定するに至った現状と課題

本県の令和8年1月末日現在の要介護（要支援）認定者数は67,367人となっており、そのうち要支援認定者数は21,870人であり、全体の約3分の1を占めている。

令和4年国民生活基礎調査によると、要支援者の約50%は関節疾患、高齢・転倒等による生活不活発病（廃用症候群）が原因とされており、早期・適切なリハビリ、機能訓練や生活支援により、再び元気になり自立が可能とされている。

このため、運動機能が低下し支援が必要となった軽度高齢者が再び自立した生活を送ることができるよう、高齢者のQOL（生活の質）向上を目指した自立支援に資するケアの理念・手法の普及を進めていく必要がある。

取組の実施内容、実績

自立支援型ケアマネジメント推進強化を図るため、以下の取組を行った。

●短期集中予防サービス（※1）の利用促進

※1 改善可能性の高い要支援認定者等に対し、3～6か月間、リハビリ専門職等が集中的に支援を行うことで効果的な機能回復を図るサービス

- ・効果的に高齢者の運動器機能等の改善を図る短期集中予防サービスの利用を促進するため、市町村及びサービス事業所に対して、アドバイザーによる伴走支援を実施（橋本市及び海南市に対し、各4回の支援を実施）

●自立支援型ケアマネジメントの推進

①介護予防ケアマネジメントにおいて、自立支援に資するケアプランの作成に必要なアセスメント能力の向上を図る研修を実施（令和7年9月26日（金）WEBを活用したハイブリッド方式で市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所を対象に開催 出席者199名）

②市町村及び地域包括支援センター職員を対象に、住民に対して自立支援の考え方を効果的に伝えられるよう、研修を実施（令和7年7月15日（火）出席者49名（13市町））

③自立支援・重度化防止に取り組む介護サービス事業所を育成するための研修会への「県が養成したリハビリ専門職」の講師派遣（2市町へ派遣）

④高齢者の自立した日常生活を地域で支えていくため、多様な主体を含めた地域資源を活用しながら、地域課題の解決に取り組む市町村への伴走支援を実施（みなべ町及び串本町に対し、各5回の支援を実施）

自己評価

●短期集中予防サービス

既に短期集中予防サービスを実施している市町村における更なるサービス利用促進を目的に、アドバイザーによる伴走支援を実施することができた。

●自立支援型ケアマネジメント

地域ケア個別会議へのリハビリ等の専門職及び県職員の派遣や、研修会の開催等により、市町村、地域包括支援センター及び介護事業所を支援することができた。

※複数項目に分ける場合には、項目ごとに様式を分けて記入する。

イ 管内保険者の自己評価結果の概要

●短期集中予防サービス

短期集中予防サービスを実施している市町村において、同サービスの利用により自立に繋がるといった評価はあるものの、課題としては、継続して利用者確保していく必要がある、住民や関係者への周知不足、相談から利用開始まで時間を要する、終了後のフォロー体制が十分に取れなかった等が挙げられている。

●自立支援型ケアマネジメント

自立支援型のケアマネジメントを実践するため、各市町村において自立支援型地域ケア会議が開催され、事例検討が行われているが、課題としては、ケアマネージャーの負担が大きい、検討事例のフォローアップが必要、課題の抽出が難しい等が挙げられている。

ウ まとめ（ア及びイから考察した現状・課題と対応策）

●短期集中予防サービス

短期集中予防サービスの利用促進に当たっては、当該サービスの関係者間の規範的統合が重要となるため、研修会等による情報の共有のみではなく、関係者を巻き込みながら事業の創出・見直しを検討することを支援するため、伴走的支援を実施する。

●自立支援型ケアマネジメント

自立支援型ケアマネジメントの推進においては、①アセスメント力、②住民との合意形成が優先度の高い課題と考えられるため、これに対応すべく①介護予防ケアマネジメント（アセスメント・プラン作成）研修、②自立支援・重度化防止に向けた住民との対話力向上研修を実施する。

別紙 2

介護保険事業支援計画に記載した、市町村が行う自立支援、介護予防又は重度化防止及び介護給付の適正化に関する取組の支援についての目標（令和7年度）に対する自己評価結果

都道府県名： **和歌山県**

ア 取組の支援についての自己評価結果

項目名

介護給付の適正化

目標を設定するに至った現状と課題

本県では、高齢化の進展等より介護給付費が年々増大しており、2035年頃まで引き続き増大していくと予測している。このような中で、制度の持続性を確保し、適正な介護保険の運営を推進するために、要介護認定の適正化や、介護保険法の目的に沿った給付が行われているか検証を行う等、介護給付の適正化を図ることが重要な課題となっている。

取組の実施内容、実績

市町村支援として以下の取組を行った。

1 要介護認定の適正化

(1) 認定調査員（新任者・現任者・ファシリテータ）研修の実施（オンライン）

修了者数 計879人 新任者：106人

現任者：（基礎）541人、（応用）188人

ファシリテータ：44人

研修内容 要介護認定制度や認定調査の基本的な考え方及び各調査項目において留意すべき事項、特記事項への具体的な記載についての講義、事例検討等

(2) 主治医研修（オンライン 計2回開催）

修了者数 計116人

研修内容 医師に対し、主治医意見書の記載に係る留意事項等について講義

(3) 介護認定審査会委員（現任）研修（オンライン）※新任研修と現任研修は隔年実施

修了者数 計466人

研修内容 介護認定審査会委員に対し、必要となる基礎知識、事例検討、審査・判定等について講義

(4) 介護認定審査会運営適正化研修（オンライン）

修了者数 53人

研修内容 市町村職員に対し、認定審査会の適正な運営に必要な基礎知識について講義

2 ケアプラン点検の推進

介護給付適正化分析検討会議の開催

対象市町村 7市町

取組の内容 国保連が保有する介護給付適正化データを活用し、県、国保連、保険者の3者で、不適正な給付が疑われる事案などについて、分析、検討を実施

ケアプラン点検支援の実施

対象市町村 5市町

取組の内容 県、国保連の共催で、保険者に講師を派遣し、介護支援専門員が作成したケアプランの記載内容について、点検及び助言を行う。

自己評価

要介護認定の適正化に係る研修会を習熟度に応じ計画的に実施することができた。
ケアプラン点検の推進については、介護給付適正化分析検討会議を計画的に実施することができた。
ケアプラン点検支援については、保険者のスキルアップに繋がる支援を実施することができた。

※複数項目に分ける場合には、項目ごとに様式を分けて記入する。

イ 管内保険者の自己評価結果の概要

ケアプラン点検については、ほとんどの市町村で実施できているものの、課題としては、事例選定や事前準備を含め、点検に必要な時間の確保や点検者の資質面の確保、事業所側の事務負担等が課題として挙げられている。

ウ まとめ（ア及びイから考察した現状・課題と対応策）

要介護認定の適正化に係る研修会については計画的に実施できており、引き続き、継続して取り組んでいく。

ケアプラン点検については、必要性及びノウハウをケアプラン点検研修等を通じて市町村に理解いただけてきたところであるが、今後、全市町村においてケアプラン点検を実施いただくとともに、既に実施している市町村においても効果的なケアプラン点検が実施できるよう、介護給付適正化分析検討会議を開催して点検対象の抽出・検討を行うことや、県及び国保連合会によるケアプラン点検支援により保険者のスキルアップを図る等、継続して取り組んでいく。